

令和6年1月

事業主各位

新発田労働基準協会

「研削といしの取替え等の業務（自由研削）」 に係る特別教育のご案内

労働安全衛生法により、危険又は有害な業務に就労させる時は、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を実施しなければならないことが義務付けられております。

自由研削用といしの取替え、また取替え時の試運転作業は、これに該当します。（資格を有していない労働者が当該業務を行うと、事業者ならびに労働者は罰せられます。）

そこで、労働安全衛生規則第36条第1号に掲げる「研削といしの取替え等の業務（自由研削）」に係る特別教育を、下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場

日	時	会 場	定 員
2月8日（木）	9時～16時	胎内市産業文化会館 胎内市新和町2番5号 (Tel 0254-43-2330)	40名

2. 講習対象者

自由研削用グラインダ等の研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に従事する者（自由研削用グラインダ等とは、携帯用グラインダ、卓上用グラインダ（両頭グラインダ）、切断機など）

3. 講習内容

- (1) 研削といしに関する知識
- (2) 研削といしの取付け具、といしの覆い、保護具等に関する知識
- (3) 研削といしの取付けと試運転の方法
- (4) 関係法令
- (5) 実 技

4. 受講料

8,000円（非会員10,000円）
（テキスト代込み、消費税を含む）

5. 申込み方法

- (1) 申込書に記入の上、Fax 又は郵送等で1月30日（火）迄にお申し込み下さい。
 尚、受講料は銀行振込（銀行振込受領証の写しを添付）又は事務局へ現金持参でお願いいたします。
 ○胎内市新和町2番5号（胎内市産業文化会館内）
 ○新発田労働基準協会（Tel 0254-43-2330 Fax 0254-44-8561）
 ○銀行振込先 第四北越銀行 中条中央支店 普通口座 No.1056361
- (2) 受講者の変更は可能ですが、事前に連絡をお願いいたします。

6. その他

- (1) 全課程を修了した方には修了証を交付いたします。
- (2) 携行品は、筆記用具、昼食（外食可）を持参ください。
 実技では、安全靴又は作業靴を履いてください。

..... このまま送信ください

(FAX 0254-44-8561)

「研削といしの取替え等の業務（自由研削）」特別教育申込書

協会員 非協会員（該当に✓印を付して下さい）

事業所名	Tel		
	Fax		
所在地	〒		
※受付番号 (記入不要)	受講者氏名	生年月日	備考
		昭平 . .	
		昭平 . .	
		昭平 . .	

(該当にレを付して下さい)

- 受講料 名分の 円を添えて申込みます。(振込予定 月 日)
- 事務局に現金持参 (来場予定 月 日)

令和 年 月 日

申込み責任者 _____

新発田労働基準協会 御中

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、本教育の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。